

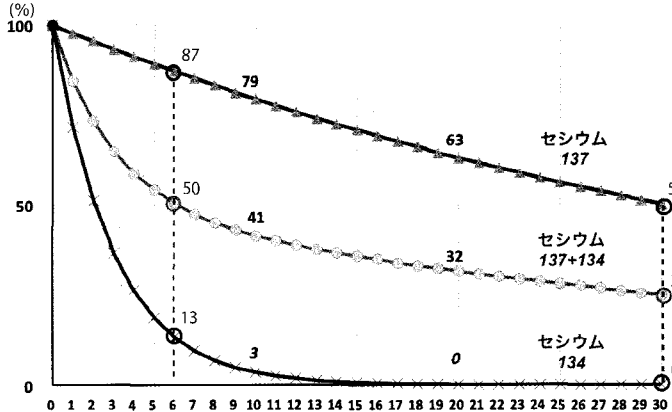
～知ろう!測ろう!つながろう!～

市民による「東日本土壌ベクレル測定プロジェクト」

17都県3,000地点マップ

(2017年4月10日時点のセシウム134+セシウム137合算値に補正。単位はBq/kg)

【東京電力福島第一原発事故由来放射性セシウムの減衰図】

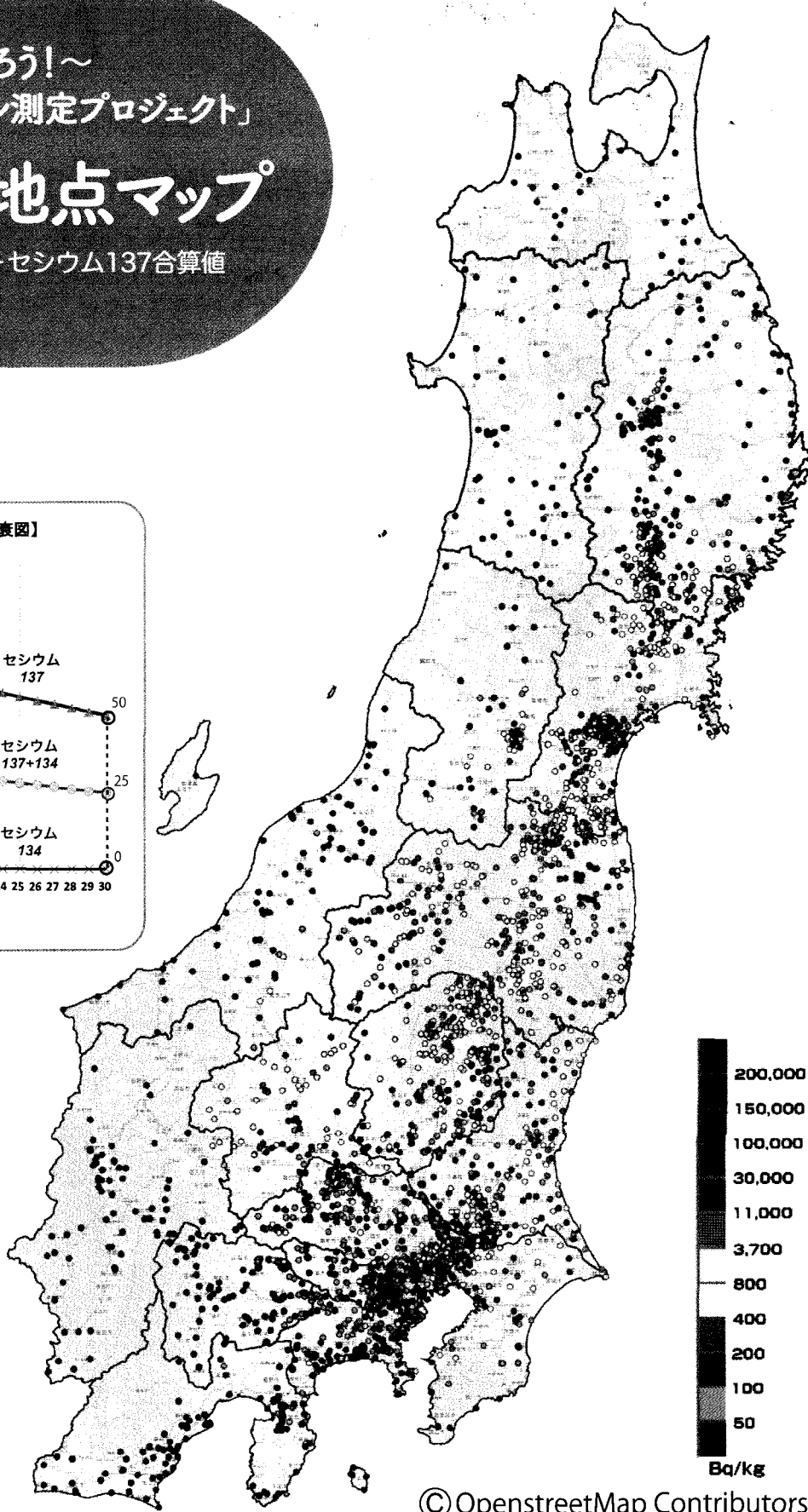


2017年現在

裏にある「チェルノブイリ法と日本のゾーン区分試算表」で比較してみてね!

市民放射能測定データサイト
みんなのデータサイト

東日本土壌ベクレル測定プロジェクト
みんなのデータサイト www.minnanods.net



© OpenstreetMap Contributors

ホームページ、twitter、Facebookは「みんなのデータサイト」で検索

みんなのデータサイト

発行: みんなのデータサイト

〒960-0112 福島県福島市南矢野目字夜梨4-1
CHANNEL SQUARE 内
NPO法人ふくしま30年プロジェクト気付
minnanods@gmail.com

無断複製禁止

*このプロジェクトは「一般社団法人アクト・ビヨンド・トラスト」「認定NPO法人 高木仁三郎市民科学基金」の助成金を活用しています。

データサイトで決めたスケールの色をこの表にあてはめ、マップと比較して見る事ができるようになりました。

「チェルノブイリ法 (ロシア連邦) 及び日本のゾーン区分」 試算表

*日本の避難基準は、「実効線量=年間20ミリシーベルト」のみで、土壌放射線量の基準はありません。

土壌放射線量		実効線量		チェルノブイリ法	日本
Ci/km ² キュリー(面積) ※1	Bq/m ² ベクレル(面積) ※1 ※2	Bq/kg ベクレル(重量) ※2	mSv/年 ミリシーベルト		
40 以上	1,480,000 以上	約23,000 以上	50 超	立ち入り禁止ゾーン (原発30km圏+放射線安全基準による 1986-87年の避難区域)	帰還困難区域 (年50mSv超で、事故後6年たっても20mSvを下回らない見込みの区域)
15 以上	555,000 以上	約8,500 以上	20 超	放射能汚染 地域と 認められる ゾーン (年1mSv超)	居住制限区域 (年20mSvを超える恐れがある区域)
5 以上	185,000 以上	約2,800 以上	20 以下		避難指示解除準備区域 (年20mSv以下となることが確実であると確認された地域)
1 以上	37,000 以上	約600 以上	5 超 or	基本的な退去推奨だが、希望すれば 居住の権利が認められるゾーン (15キュリー/km ² 以上、40キュリー/km ² 未満)	避難指示区域外 (線量による地域区分なし)
			1 超 &	居住権が発生するゾーン (5キュリー/km ² 以上、15キュリー/km ² 未満 かつ年1mSv超で移住権付与)	
			1 以下 &	年1mSv以下であっても、特別に 社会保障や恩恵がある居住ゾーン (1キュリー/km ² 以上、5キュリー/km ² 未満 かつ年1mSv以下)	※40,000Bq/m以上は 放射線管理区域。

※1: 1キュリーは370億ベクレル。1平方キロメートルは、100万平方メートル。そこで、1キュリー/km²に換算すると、37,000ベクレル/m²。

※2: チェルノブイリ法、文科省共に、土壌採取深度は5cmが基準であり、みんなのデータサイトもその基準を採用した。

面積 (m²) あたりのベクレル値を、重さ (kg) あたりのベクレル値に換算する時の計算手順は以下。

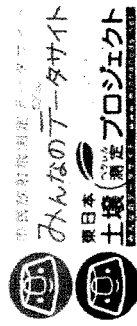
1: 土壌の重さ (密度) にはばらつきがあり、面積あたりの値から重量あたりの値に正確に変換するには、本来、密度も考慮せねばならない。

2: この表では、土壌密度を1.3kg/リットル (1,300kg/立方メートル) として計算した値を採用した。計算式は以下。

重さあたりの汚染度 (Bq/kg) = 面積あたりの汚染度 (Bq/m²) ÷ [★採取深度0.05m (5cm) × 土壌密度1,300kg/立方メートル] 【★】を計算すると65。

ちなみに、密度を1kg/リットルとして計算した場合は、以下の数字になる。600⇒800、2,800⇒3,700、8,500⇒11,000、23,000⇒30,000

※: セシウム137の値を基準として記載。ロシア連邦「チェルノブイリ法」の規定をもとに作成。尚、日本の基準では核種指定はない。



日本のゾーン区分をチェルノブイリ法の判断基準とするようへの数値に押しはめしがみじく。日本の基準をチェルノブイリ法と比較して、くらに電らるるなりませ。